

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年4月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）
平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。
なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3. プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5. プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6. 業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7. その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくごお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしておりますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：13 国名：マラウイ 担当：地球環境部
案件名：シレ川中流域における農民による流域保全活動推進プロジェクト（調査圃場設計）

1 今回契約予定のコンサルタント
調査圃場設計 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年5月上旬から2013年7月下旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
調査圃場設計 4 30 10 1.70
（現地：1.0M/M、国内：0.7M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：4月17日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針	
ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2
(2) 業務従事者の経験能力等	
ア 担当事項：調査圃場設計	
(ア) 類似業務の経験	40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	16
	(計100点)

5 記載時留意事項
語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：マラウイ/全途上国
類似業務：土木設計に係る各種業務

6 条件
補強：認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

マラウイ国(以下「マ」国)の森林面積の減少は顕著であり、1990年には国土の38% (4.2 百万ha)が森林に覆われていたのに対し、2005年には30.7% (3.4 百万ha)まで減少している。特に、マラウイ湖の南端から「マ」国南部に流下するシレ川の中流域における森林資源は、近接する同国最大の商業都市ブランタイヤ市の人口増加に伴う薪の採取等の理由により急激に減少しており、同地域の土地の保水能力の減少、土壌流出・地力の低下による農業生産性の低下などを引き起こしている。また、シレ川に大量の土砂が流入することで、同国の94%の発電量を賄うシレ川水系にある水力発電施設の発電能力低下や下流部における洪水の増加といった事態も引き起こしている。

このような背景の下、世銀が2012年6月に融資を承諾した「シレ川流域管理プログラム」において、シレ川流域を協働管理する枠組みの確立や、劣化した土壌や森林資源を回復するための流域保全活動などを柱とした取組みを開始するなど、近年、シレ川流域におけるドナーやNGOによる協力が活発化している。JICAは、2007年11月から2012年11月にかけて、技術協力プロジェクト「シレ川中流域における村落振興・森林復旧プロジェクト」（以下、COVAMS）を実施した。同プロジェクトでは、SVTA（特定型村落研修アプローチ）と呼ばれる村落研修アプローチ（以下、COVAMSアプローチ）を通じて、シレ川中流域の244村、3万を超える世帯に対して短期間で広範囲に土壌保全や植林技術（以下、COVAMS技術）の研修を実施した結果、研修に参加した多くの農民がその技術を各自の農地に適用し、土壌保全や収量に対する効果が確認された。一方、対象地域はシレ川中流域全面積7,350km²のうち400km²に限られており、また、行政の制度として計画的に活動を進めるための実施体制が必ずしも構築できていない。このため、COVAMSより対象地域をさらに拡大して土壌保全技術を普及しつつ、SVTAをベースにした土壌保全活動の定量的効果と広域展開に際しての優位性などを検証の上、これまでの協力をより広範な地域に拡大することを目的として「シレ川中流域における農民による流域保全活動推進プロジェクト」（以下、本プロジェクト）が要請された。

本プロジェクトは、シレ川中流域の4県において、COVAMSアプローチによる農民の活動を通じた流域保全計画の策定、県レベルの職員及び普及員の事業実施能力の向上、COVAMS技術の有効性に関するアクション・リサーチ(注)を活

用した定量的検証、及び県流域保全計画並びにCOVAMSアプローチの潜在的効果についての政府・ドナー等関係者との情報共有への支援を行うことにより、プロジェクト対象県における流域保全活動の制度化を支援し、もって流域保全活動の普及に寄与するものである。なお、アクション・リサーチの実施に向けて、本プロジェクトにおいて土壌の流出保全効果等を測定するための試験圃場を傾斜地に複数箇所設置する予定である。

プロジェクトサイトは、シレ川中流域に位置する4県（ブランタイヤ県、ネノ県、バラカ県、ムワンザ県）である。また、カウンターパート(C/P)機関は環境・気候変動管理省森林局及びその出先機関である対象4県の営林事務所であり、協力機関として、農業・食糧安全保障省の土地資源保全局及び農業普及サービス局、ジェンダー・児童・社会福祉省のコミュニティ開発局が参加する。協力期間は2013年4月から2018年3月までの5年間を予定しており、本件専門家以外に、チーフ・アドバイザー/森林資源管理、農村開発、土壌保全/保全効果検証、業務調整の4名の長期専門家を2013年4月以降に派遣し、専門家チームを構成する。

本専門家は、JICA、専門家チーム及び「マ」国側関係者と協働し、アクション・リサーチ試験圃場の現地業者による施工に向けて、同リサーチ実施予定地における調査圃場の設計図面及び英文の仕様書の作成を担当する。

(注) アクション・リサーチとは、特定の課題について、専門家と現場の関係者の協力の下、小集団での基礎的研究でそのメカニズムを解明し、得られた知見を社会生活に還元して現状を改善することを目的とした実践的研究のこと。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、JICA、専門家チーム(特に土壌保全/保全効果検証専門家)及び「マ」国側関係者と協働し、アクション・リサーチ試験圃場の現地業者による施工に向けて、同リサーチ実施予定地における調査圃場の設計図面及び英文の仕様書を作成する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[調査圃場設計]

(1) 国内準備期間(2013年5月中旬)

ア プロジェクト関係資料(PDM、PO及び詳細計画策定調査報告書等)の収集・分析を通じ、本プロジェクト及びアクション・リサーチの内容(目的、調査対象項目、調査エリア等)を把握する。

イ 上記を踏まえ、業務計画書(英文)を作成し、JICA地球環境部に提出・説明の上、内容について打合わせを行う。

(2) 現地派遣期間(2013年5月下旬～6月下旬)

ア JICAマラウイ事務所、専門家チーム、C/Pに対して、業務計画書を基に業務内容を説明し、協議する。また派遣期間中、適宜JICAマラウイ事務所に対して進捗報告を行う。

イ C/P及び専門家チームとアクション・リサーチの実施方針につき協議し、調査対象項目、実施予定地、調査圃場設置箇所数等を確認する。

ウ アクション・リサーチの実施予定地の現状を調査する。

エ 調査圃場の土木的施工方法を検討する。検討に際しては、気象条件や土壌条件、データの信頼度、現地での部材の入手可能性・コスト、現地施工業者の技術力、現地関係者による維持管理の容易さ等につき考慮する。

オ JICAマラウイ事務所とも協議しつつ、調査圃場の設計図面案及び英文の仕様書案を作成する。

カ 設計図面案及び仕様書案を専門家チーム、C/P、JICAマラウイ事務所に提出する。

(3) 国内作業期間(2013年6月下旬～7月上旬)

ア 現地で作成した設計図面案及び仕様書案につき最終版を作成する。

イ 上記アを添付した専門家業務完了報告書(英文)をJICA地球環境部に提出し、報告する。

9 成果品等

本業務を通じて作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約書における成果品は(2)専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書

英文4部(JICA地球環境部、JICAマラウイ事務所、専門家チーム、C/P機関)

(2) 専門家業務完了報告書

英文4部(JICA地球環境部、JICAマラウイ事務所、専門家チーム、C/P機関)

上記(2)には、アクション・リサーチ実施予定地における試験圃場の設計図面及び英文の仕様書を添付する。なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.htm

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空便経路:南アフリカ共和国経由とする。

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針・手法及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA地球環境部森林・自然環境保全第二課(03-5226-9536)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

本件業務の成果品である試験圃場の設計図面及び仕様書に基づく施工については、JICAマラウイ事務所で現地業者選定のための入札を実施する。